

## 「市民力」を活かし、「市民参加」を支える様々な公文書

6月号で市民力・地域力の強化が必要という趣旨の「風」を書きました。それは、気候変動による災害が毎年のように各地で頻発することに加え、新型コロナの感染拡大が続く中で、一人一人の生命・財産にかかわる問題を政治や行政だけに任せておいてはいけないう、文句や不満を言うだけでもいけない、一人一人が自分事として考え、知り、判断し、行動することが大切だと思うからです。そこで今月号では「市民力」を特集し、様々な方に書いていただきましたが、ここでは、市民力やそれを生かすことの大切さを後押しする条約や法令を紹介します。

### 【国際法】

#### ○ 1992年6月にリオで開催された「国連環境・開発会議」（地球サミット）において全会一致で採択された「リオ宣言」の第10原則

『環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む手法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。』

この第10原則を無視しなかったのはヨーロッパ諸国で、EU委員会のイニシアチブにより、この原則を条約化する努力を開始し、1998年にデンマークのオーフスで開催された国際会議で、「オーフス条約」と呼ばれる「環境問題における情報アクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」を採択し、2001年に発効しました。

#### ○ 「オーフス条約」（正式名称：環境問題における情報アクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約）の第1条 目的

『現在及び将来の世代のすべての人々が、健康と福利に適した環境のもとで生きる権利の保護に貢献するため、締約国はこの条約の規定にしたがって、環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスへの権利を保証する。』

環境情報へのアクセス権として、行政が持っている情報はもとより、電力、鉄道等の公益事業者が持っている情報公開を義務づけています。また環境に関する政策決定への参加権では、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある立法、上位計画－プログラム、個別の許認可にあたっての参加制度の構築を求めており、これにより市民の参加は権利として明文化されています。さらに、司法へのアクセス権では、環境法違反の行為について訴訟ができることも明記されています。なおこれに関して、会報（2011年9月号）で、大久保規子大阪大学大学院教授が「オーフス条約で民主主義を根付かせる」と題して解説しています。

## 【国内法】

### ○環境基本法（1993 年）

第 25 条（環境の保全に関する教育、学習等）で、国民の理解を深め、活動意欲を促進するために必要な措置を講じることや、第 26 条（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）、第 27 条（情報の提供）、第 34 条（地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置）などが明記されていますが、リオ宣言第 10 原則に沿ったものとは言い難い内容です。

### ○環境基本計画（1994 年）

環境基本法を受け、第一次環境基本計画（1994 年）では、循環・共生・参加・国際的取組が長期的目的とされ、参加については、環境教育が位置付けられています。また第三次計画（2006 年）では、参加については、「国民が自発的に環境保全のために行動できるとともに環境に影響を与える行政機関などの意思決定に適切に参加できることが重要である」とされています。そして第五次計画（2018 年）では、パートナーシップの充実・強化として、「民間団体には、自ら具体的な環境保全活動を行う、行政、事業者、個人など各主体の取組を評価する、専門的な情報をわかりやすく国民に伝達するなど各主体の情報の橋渡しを行う、自らの専門的能力を活かした提言を行うことなどか期待される」と書かれています。また国民には、「環境保全の為の自主的積極的な行動とともに、政策形成過程の機会に積極的に参加することが期待される」と書かれています。

しかし、いずれもリオ宣言第 10 原則やオースタ条約に書かれているような、明確に市民の参加の権利を定める内容とはなっていないのが日本の現状です。

（文責：藤村）

## 環文ミニセミナーのお知らせ

「会報は、とてもいい記事が多いが、なかなか難しくて全部読むのは大変」。そんな声を以前から聞いていましたが、よい解決策がなかなか見当たりませんでした。しかし、コロナ禍で、ZOOM という安価で便利なコミュニケーションツールがあるのを知り、これを活用して、会報の内容をできるだけ多くの方に知って頂く機会にしたいと思い企画したのが、この「環文ミニセミナー」です。毎月 2 回程度、その前に書かれた記事について、執筆者にお話しして頂くものです。時間は 1 時間程度、「会報を読む時間はなかなか取れないけれど、概要を知りたい」という方、より深く知りたいという方は是非ご活用ください。

※各回のテーマについては、会報最終ページでお知らせいたします。

- ・参加ご希望の方は、各回開催 2 日前までに、事務局へメールでご連絡下さい。  
開催前日までに Zoom の URL 等の案内をお送りします。
- ・参加には、マイク・スピーカー機能のついた PC もしくはスマホ、タブレットが必要です。

E-mail : [info@kanbun.org](mailto:info@kanbun.org)  
(事務局) 尾利出・松倉

